

被害補償の対象外または補償額の減額となる主な場合

【被害補償の対象外となる場合】

- ワンタイムパスワードをご利用いただいていない場合
- 不正取引発生日の翌日から 30 日以内に大分銀行へ通知がなかった場合
- 大分銀行からの被害調査および警察の捜査にご協力いただけない場合
- お客さま（ご家族、従業員などの会社関係者を含みます）が加担した不正払戻しである場合
- 他人へ譲渡、貸与または担保に差し入れたパソコンが不正に使用された場合
- 第三者に利用者 I D やパスワード等の管理を委ねたことにより不正払戻しが発生した場合
- お客さまから大分銀行に対して不正取引に関する重要な事項に関して虚偽の説明がなされた場合
- 地震、戦争などによる著しい社会秩序の混乱に乗じて被害が発生した場合

【補償額の減額となる場合】

- インターネットバンキングに使用しているパソコンで、大分銀行が推奨する OS やブラウザ等を使用していない場合、また、大分銀行が推奨する OS やブラウザ等を最新の状態に更新していない場合
- OS やブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアについて、製造・開発元のサポート期限が終了した後も使用している場合
- セキュリティ対策ソフトを導入していない、または導入しているが最新の状態で稼働していない場合
- パソコンが盗難被害にあい、かつ利用者 I D やパスワード等をパソコン内のファイルに保存していた場合
- パスワードの変更を定期的に行っていないなど、利用者 I D、パスワード等適切に管理していない場合
- 当行が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用を行っている場合

以上